

# 第 59 回

## 大阪市都市景観委員会

### 議 事 録

日	時	令和 2 年 9 月 3 日 (木)
		午前 1 0 時 0 0 分
場	所	大阪市役所 屋上階 (P 1) 会議室

大阪市都市景観委員会（第59回）

1. 開催日時 令和2年9月3日（木）午前10時01分～午前11時16分

2. 開催場所 大阪市役所 屋上階（P1）会議室

3. 出席者

（1）委員（敬称略）

委員長	橋	爪	紳	也
委員長代理	嘉	名	光	市
委員	岡		絵	理子
	岡	田	昌	彰
	加	我	宏	之
	小	谷	真	理
	長	町	志	穂
	福	原	和	則
	藤	田		香
	松	岡		聡

（2）府側 板田 建築指導室建築企画課長

（3）市側 平田 建設局管財担当部長

尾植 建設局企画部長

三原 建設局公園緑化部長

阿部 都市整備局企画部長

戸田 港湾局開発調整担当部長

事務局（都市計画局） 角田 都市計画局長

山田 計画部長

泉 計画部都市景観担当課長

杉山 計画部都市景観担当課長代理

菅野 計画部都市計画課 担当係長

大中 計画部都市計画課 担当係員

（4）随行者、傍聴者（数名）

4. 会議次第

1 開 会

2 議 題

(1) 大阪市景観読本の更新について

(2) 重点届出区域におけるデジタルサイネージ等の取扱いについて

(3) その他

3 閉 会

[配付資料]

議題 (1) 関係 大阪市景観読本の更新について

○資料 1 大阪市景観読本 [抜粋] (案)

参考資料 1 大阪市景観読本 更新のポイント

議題 (2) 関係 重点届出区域におけるデジタルサイネージ等の取扱いについて

○資料 2 重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱の見直しの視点  
(案) (裏面※)

議題 (3) 関係 その他

○資料 3 各部会の開催状況及び今後の委員会・部会の予定

(※) 委員限り資料

## 5. 議事の概要

○事務局 (杉山)

それでは、ただいまから第59回大阪市都市景観委員会を開催させていただきます。

本日進行を務めさせていただきます大阪市都市計画局都市景観担当課長代理の杉山でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、傍聴の方に申し上げます。携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定し、審議の妨げにならないようご協力をお願いいたします。

本日の都市景観委員会には、委員11名中、10名の方に出席をいただいております。大阪大学の加賀委員につきましては、本日は都合が合わずご欠席でございます。

それでは、議事に入る前に配付資料の確認をお願いいたします。

資料一番上が、「議事次第」「委員名簿」「配席図」をとじたものでございます。以降、議題ごとに資料をお配りしております。

まず、議題 (1) 「大阪市景観読本の更新について」の資料でございます。

資料1「大阪市景観読本〔抜粋〕(案)」A4左とじの冊子でございます。

参考資料1「大阪市景観読本 更新のポイント」こちらはA3横の資料でございます。

次に、議題(2)「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等の取扱いについて」の資料として、資料2「重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱の見直しの視点(案)」A3横資料でございます。

最後に、議題(3)「その他」の資料として、資料3「各部会の開催状況及び今後の委員会、部会の予定」をお配りしております。

そのほか、都市景観委員会資料綴のファイルを卓上に準備しております。

以上でございます。不足がございましたら審議中でも構いませんので、事務局までお申しつけください。

なお、次第中、※印をつけている資料2の裏面については、委員限り資料とし、傍聴の方へは配付しておりませんのでご了承ください。

それでは、これからの議事進行につきましては、橋爪委員長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○橋爪委員長

橋爪でございます。よろしくお願いいたします。

本日は議題が2件ございます。1つ目が景観計画の解説書であります景観読本の更新について、また2つ目は、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等の取扱いについてになってございます。

景観読本の更新に関しましては、この10月の景観計画の変更施行を見据えた更新であり、今回、委員会としての意見を取りまとめたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思いますが、当委員会については、運営要綱第4条第3項の規定により、議事録署名人を指名してお願いすることになっております。ご出席の状況及び名簿の順番ということで毎回お願いをしておりますが、今回は福原委員と藤田委員のお2人にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、議題の1つ目でございます大阪市景観読本の更新について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局(泉)

都市景観担当課長、泉より、議題(1)、大阪市景観読本の更新について説明させていた

できます。

資料1の「景観読本(案)」でございますが、今回、変更や充実した箇所につきましては、赤字でお示ししており、主な更新ポイントをA3カラー1枚もの、こちらの参考資料1として取りまとめております。

参考資料1をご覧くださいませでしょうか。

この間、委員の皆様のご尽力を賜りながら3月に変更しました景観計画の10月施行に向け、主に眺望景観及び夜間景観の景観形成方針や基準の解説など、景観計画を補完する位置づけとして取りまとめました景観読本の更新概要でございます。

変更ポイントの1点目としまして、「眺望景観形成に向けた景観形成基準の解説の充実」がございます。大阪らしい眺望景観の典型的な3つの眺め、「見通す眺め」、「見渡す眺め」、「ランドマークへの眺め」に沿った眺望景観の形成が重要となるため、視点場・事業計画地・視対象の関係などを読み解き、基準の解釈のために必要な景観形成の考え方や具体的な工夫事例などの解説を大阪を代表するエリアである大阪城公園周辺、中之島、ベイエリアの3つのエリアごとに充実を行っております。

例えば大阪城公園周辺における解説の事例を1つ挙げますと、景観計画の景観形成方針の一つに「大阪城天守閣の眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、大阪の象徴的な眺望景観を創出する」がございます。この方針を踏まえた景観協議が実践されるよう、景観読本に眺望景観の特徴や主な景観形成の考え方、眺望景観形成に向けた景観形成基準の解説充実を新たに盛り込んでおります。

大阪城公園周辺の眺望景観の特徴は、大阪城天守閣を視対象とした「ランドマークの眺め」が形成されていることや事業計画地が天守閣の前景にある場合と背景にある場合で眺望景観に与える影響が異なることがあげられます。

これらの特徴を踏まえた景観形成の考え方としまして、大阪城及び周辺の要素との関係性から、配置や高さ、形態、意匠を検討すること、事業計画地が大阪城天守閣の前景となる場合は、細部の意匠の工夫による圧迫感を抑制すること、大阪城天守閣の背景に計画地がある場合は、建築物全体の形態の工夫による配慮が大切になります。

資料中央部上段に図や写真でお示ししておりますように、これらの考え方を踏まえた具体的な解説事例をお示ししております。縦方向にスリットなどの分節を行い、壁面意匠の詳細なデザインの工夫による圧迫感の抑制を図ること、基壇部と中高層部の分節化により、建物全体の視覚的なボリューム感の抑制を図ること、ガラス材を用いて透明感のある意匠

とすることで、過度に目立つことのないシンプルな意匠の事例の写真などを新たに盛り込んでおります。

続いて、中之島における解説の事例の一例でございます。中之島の景観計画の景観形成方針の一つに「高所からの俯瞰、沿川を見通す、対岸を広範囲に見渡す、島らしい印象的な眺めに配慮し、形態意匠の工夫や色彩の配慮などにより、水辺の印象的な顔づくりを行う」ことがございます。

中之島の眺望景観の特徴は、河川沿いに立ち並ぶ建築物群により奥行きが強調された「見通す眺め」を橋梁等から望むことができることや橋の上から視対象が近く、近景も対象となることでございます。

これらの特徴を踏まえた景観形成の考え方としまして、それぞれの建築物が水辺側を意識した顔づくりを行うとともに、見通しの視線誘導効果を高めるデザインとすること、水辺に近い建築物低層部においては人々のアクティビティが表出するための工夫をすることが大切になります。

これらの考え方を踏まえ、景観読本では、河川に向けて作り込まれたまちなみのイメージの写真や建物低層部の配慮のイメージの図を新たに盛り込むとともに歴史的な橋梁と調和したデザイン、テラス席の設置、河川に向けた大きな開口部、線材を用いて視線効果を高めることなど、具体的な配慮のイメージの充実を図っております。

続きまして、資料右上、ポイント②の「夜間景観ガイドラインの新設」でございます。

大阪を代表とするエリアを対象にした主要な視点場からの夜間景観誘導をはじめ、大阪らしいあかりの魅力を引き出し、市域全体の夜間景観の形成を図ることを目的に、建築物や広告物等の照明を検討するにあたっての参考となる配慮事項やアイデアを掲載する夜間景観ガイドラインを新たに設けております。

ガイドラインによる解説においては、設計者や事業者の方だけでなく、市民の方にも大阪らしい夜間景観づくりに取り組めるよう、計画手順を4つのステップに沿って解説しております。ステップ1では昼間と夜間の地域特性の把握、ステップ2では夜間景観形成のコンセプトの設定、ステップ3では照明計画・設計、ステップ4では照明設置後のメンテナンスについて解説をしております。

次に、大阪市全域を対象として魅力的な4つのあかりごとに効果的な照明手法を検討するためのヒントを掲載しております。

俯瞰するあかりでは水際のライトアップ、水辺のあかりでは水辺の建物や樹木等の工夫、

境界のあかりでは建物サインや植栽等の演出、個のあかりではランドマークの演出について解説しております。

また、大阪を代表するエリアである大阪城公園周辺や中之島、ベイエリアの3つのエリアを主な対象としまして、エリア別の夜間の魅力を高める照明手法を解説しております。

大阪城公園周辺では、ランドマークである大阪城の象徴的なあかりを生かした夜間景観の創出に向け、色温度の対比によって天守閣を際立たせる工夫などの解説を盛り込んでおります。

中之島では、水辺の魅力を高めるあかりをつなげる演出に向け、建物低層部のライトアップやもれ光をつなげていくことなどの解説を盛り込んでおります。

最後に、ベイエリアでは港らしい夜景を創り出すあかりの演出に向け、建物高層部の照明演出や水際のライトアップなどの解説を盛り込んでおります。

資料左下に移りましてポイント③、「主な視点場の景観特性を補足する写真・解説の充実」でございます。

景観読本では平成31年の変更の際に大阪城公園周辺、中之島、ベイエリアの主要な視点場の明示を行いました。今回の変更では良好な眺望景観、夜間景観形成に向け、現状の景観を読み解く際の参考となるよう、これらの主な視点場について現在形成されております魅力的な眺望景観、夜間景観の写真と景観特性に関する解説を充実しております。具体的な写真の事例紹介については後ほど説明させていただきます。

続いて、ポイント④、「景観コラムの充実」です。

今回の変更では眺望景観、夜間景観に関連しました内容の景観コラムの執筆を4名の都市景観委員会委員の先生に賜り、基準の解説を補完するとともに景観読本により深みを持たせたいと考えております。

最後に、変更のポイント⑤、「メディアファサード等に関する解説の新設」です。

魅力的な夜間景観形成に向けたメディアファサード等の誘導に関する要綱の制定に伴い、1章の建築物・工作物の景観形成において、要綱の趣旨や手続の手順を新たに盛り込んでおります。

続きまして、資料1 大阪市景観読本（案）をご覧ください。

こちらが今回更新する景観読本の抜粋となります。

2枚めくっていただきまして、目次の左側上部をご覧ください。

1章、建築物・工作物の景観形成の3の(2)の景観形成基準の解説に眺望景観形成に

向けました景観形成基準の解説を充実しております。また、1章の4、メディアファサード等の取扱いを設けております。

目次の右側に移りまして、第6章に夜間景観ガイドラインを新章として新たに設けております。

目次の裏のページが先ほど変更ポイント④、景観コラムの目次となります。赤字で示しております内容が今回新たに都市景観委員の先生にご執筆をお願いしておりますコラムとなります。執筆のお願いをしております4名の先生にはお忙しい中、執筆の依頼を快くお受けいただきまして、誠にありがとうございます。この場をお借りして改めてお礼を申し上げます。

上から順に、大阪大学の加賀委員には「バイエリアにおける面的開発による一体的な眺望景観の形成」について、岡田委員には「ランドマークとなる土木構造物」について、嘉名委員には「都心・中之島周辺の水辺景観を印象的にデザインする」という題目で、長町委員には「場所の魅力を磨きあげ、シビックプライドを育む夜間景観」について、それぞれコラムの執筆を賜ります。

景観コラムにつきましては委員から原稿が届き次第、読本へ反映させてまいりますのでどうぞよろしく願いいたします。

続きまして、右下にページ番号を付記しております i - 19 ページをご覧ください。

大阪を代表する3つのエリアであります大阪城公園周辺、中之島、バイエリアの主要な視点場について写真や景観特性などの情報を新たに盛り込んでおります。

i - 20 ページをご覧ください。

大阪城公園周辺の森ノ宮駅からの眺望景観・夜間景観、高麗橋通からの眺望景観の事例を、次のページでは大阪府庁前からの眺望景観、大阪歴史博物館展望台からの眺望景観を、22ページでは難波宮跡公園からの眺望景観、大阪城天守閣展望台からの眺望景観を掲載しております。

25 ページをご覧ください。

中之島のエリアでは天満橋、八軒家浜の眺望景観、夜間景観、26ページにございます中之島通からの中央公会堂を望む眺望景観・夜間景観、28ページにございます中之島緑道からの眺望景観などを掲載しております。

31 ページをご覧ください。

バイエリアでは舞洲のシーサイドプロムナードや築港のダイヤモンドポイントからの眺

望景観・夜間景観、32ページではシーサイドコスモ、大阪府咲洲庁舎展望台から築港方面の眺望景観・夜間景観を掲載しております。咲洲庁舎からは夢洲方面の2方向の眺望景観、夜間景観を撮影しております。

次に、i-40ページをご覧ください。

40ページから81ページにかけて、景観計画で定める景観形成基準とその解説先を表の右側の欄に示しております。赤字で示している基準が今回の変更で充実した基準となっております。

次に、2章、ii-10ページをご覧ください。

今回の景観計画の変更で充実した広告物の基準を追加しております。赤文字で示しております基準が今回の変更で充実した基準となっております。

次に、6章、vi-1ページをご覧ください。

こちらが今回新章として追加しました夜間景観ガイドラインとなります。3ページには目的と対象を、4ページからは夜間景観形成の方向を、7ページからは夜間景観形成の手順、9ページからは大阪市域全域を対象とした魅力的な4つのあかりを生み出す照明手法について解説しております。

26ページからは3つのエリアの特性を生かす照明手法の解説を記載しており、エリアの特性やエリアの魅力を高める照明手法、景観形成基準に係る解説を記載しております。

景観読本につきましては、本日賜りますご意見を反映した上で取りまとめ次第、公表していく予定でございます。

事務局からの説明は以上でございます。ご審議よろしく申し上げます。

○橋爪委員長

ありがとうございました。

景観読本の更新（案）については、方策部会で議論を重ねてまいりました。

ポイントといたしましては、先ほどご説明がありましたように景観形成基準の解説や夜間景観ガイドラインの新設、主要な視点場からの写真等や景観コラムの充実といったところが更新するところになります。10月の景観計画の変更施行に向けまして、本日委員会の意見を取りまとめさせていただいて、公表するということです。

ただいまの説明に関しましてご意見等ございましたらお願いいたします。

先に方策部会の委員の方から、補足や事務局案を受けた上での質問、関係部局への確認などがありましたらお願いしたいと思いますが、嘉名委員、いかがでしょうか。

○嘉名委員

何度も部会でやっているのでは違和感なくまとめていただいているというふうには思っているのですが、恐らくこれをこれからどういうふうに使っていくのかという話が少しテーマになると思っていて、まず事業者がある程度検討なり計画をされる段階で参考にさせていただくというのが、もともとの趣旨で、恐らく一番大きなところ。そういう趣旨だと思いますし、さらに言うといろいろ担当の方とも議論していると、実際には例えば窓口の指導でも少しこういうのを活用しながらというふうなところであると思います。

そういう中で少し読本の在り方みたいなことを議論してきたのですが、例えば参考資料1のところでも大阪城の眺望景観の話が出てくるのですが、こういうのを具体的に出した場合と、こうすればいいとか、怒られないとか、クレームがつかないみたいな感じで、この形にしてしまえば、例えば参考資料1の大阪城公園周辺でいうと、屏風のような建物が建ち上がったときに、それを例えば3つぐらいに割れば景観に配慮したことになるというような、そういう運用になっても問題という話をしていて、もちろん読本である程度こうしたほうがいいのかは書かざるを得ないのですが、それは当然場所とかケースによって違う。だから読本でどこまでどう書くのかというところの難しさというのがあったのは事実です。だからそこは窓口指導の際にも読本の趣旨を誤解されないようにというところは少し配慮が必要と思っています。

以上です。

○橋爪委員長

ありがとうございます。

では、加我委員。

○加我委員

景観読本の見直しと一緒に議論させてもらっていて、今回、眺望景観をいかにつくっていくかということがキーワードになっています。そのときに緑をどう扱っていったらいいのかということは自分自身も非常に迷ったところがございます。人工物が中心になっているところに緑が入ることによってその景観を和らげてくれている、緑化を誘導するということによって緑量を増やしていくということが一つの景観形成の目標であったかと思えます。それを眺望景観にということになりますと、例えばi-110ページでいきますと、緑景観できっちり眺望景観をつくり、視線を誘導していくことで、河川沿いの眺望景観において緑を連続させるということの意味を民間の方々、また公共施設整備においても伝わ

っていけばなというふうに思います。

i-108 ページが一番迷ったところでございます。主要な視点場から視対象となるランドマーク、大阪城の景観配慮ゾーンでいきますと、天守閣への見えをどうしていくのか。特に i-108 の下、緑化をすることによって景観を和らげ、緑量を増やしていく、一方で緑が生えることによって邪魔になってしまうというところもあろうかと思っておりますので、どういう景観をつくっていくのか、そういう目標の中に緑をどう入れていったらいいのか、緑はただ単にあればいいだけではなくて、質的に、また景観をつくるといったことの緑ということで一緒に考えることができたというのは非常によかったと思っていますし、読本でもそういうことが伝えられているというふうに思います。

それで、もう一つがこの i-108 でいきますと、大阪城景観配慮ゾーンで大阪城公園周辺の民間建築物をどう誘導していくのかということと、もう一方で、大阪城公園内で大阪城の天守閣への景観をどうつくっていくのかということも重要な視点になってこようかと思っております。この読本ではそのことは大阪城公園内ということでないのですが、昨年9月の都市景観委員会でもございましたが、公園部局の方々に改めてお聞きをしたいというふうに思っていますが、大阪城公園の景観をつくっていく、そうした上で今、保存整備計画策定に向けての作業を進められているというふうに聞いていますけれども、この保存整備計画策定において大阪城天守閣への景観といったものをどのようにお考えで、今現在作業のほうを進められているのかということについて、また公園の緑化や公園の景観形成ということについて、現在のお考えなんかをお聞かせいただきたいと思っています。

○三原建設局公園緑化部長

建設局の公園緑化部長、三原でございます。よろしくお願いたします。

大阪城公園につきましては緑豊かな市民の憩いの場であるとともに、重要文化財など歴史的・文化的価値の高い資産が集積する史跡でありますことから、これまでも大阪城公園では回遊性や快適性の向上を図るために緑の空間整備を行ってまいりまして、緑と歴史資源が一体となった風格ある景観整備を行ってまいりました。

平成25年には保存管理など、整備・活用の基本方針を定めた保存管理計画を取りまとめまして、現在、先ほど加我先生からお話しをいただきました整備基本計画を昨年から継続して、作成中でございます。この整備基本計画の検討に際しましては、引き続き歴史資源と緑が一体となった風格ある景観整備ということを目標にしまして、緑の配置や管理などにつきましても天守閣や石垣等と調和した良好な景観を維持するということあるいは主

要な視点場からの眺望の調和等に十分配慮すること、そういったことを盛り込むよう具体的議論を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○橋爪委員長

ありがとうございます。

では、今回、眺望景観とともに夜間景観が一つ大きなポイントでございますので、長町委員、一言いただければと思います。

○長町委員

部会でいろいろ検討していただきまして、いろんなことが反映され、いい資料になったと思っております。

2点だけ、1つは夜間景観が水辺系のことで語られているのですけれども、実際はその中にいろいろ内包されていまして、水辺以外のものでも有効な内容がきちんと表現されていると思うんですね。それで今お話に出ました大阪城ですけれども、大阪城公園自身は眺望景観のほうで特にしっかり語られてはいるのですけれども、残念ながらベーシックな夜間景観が明らかに不足していると認識しております。

先ほどのお話だと現在策定中とのことですので、ぜひ今回の資料をご参考にしていただきまして道路空間ですとか、いろんな公園内の樹木等に関する照明計画をこの後されるのにいいタイミングでまとめられましたので、ぜひそれを生かしていただけたらと思います。

それと、中のどの写真もよくなったと思いますし、イラストも的確につくっていただけたと思うのですけれども、写真のキャプションの出典は、私も幾らかご提供させていただいているのですけれども、お気遣いいただいていっぱい細かく出てきているのですが、最後のページに集約していただいて、最後に書いていたらいいんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○橋爪委員長

ありがとうございました。

ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○福原委員

福原でございます。

拝見しまして非常に分かりやすいと思いました。特にA3で配られていますポイント、

それが非常に分かりやすいと思います。ものすごく細かい印象ですけれども、この読本の i - 20 ページ、21 ページの写真ですけれども、i - 20 の左上の昼間の写真と i - 21 の同じく左上の昼間の写真、影が強く出過ぎていて、1 - 20 の上の右側の夜の景観のほうは大阪城がしっかり光っていて、暗い中の大阪城ということで分かりやすいんですけども、その左側、全体的に夜のように暗くなってしまっているというところが気になりました。

このあたりのページは写真で提示しているということで、写真の質、その辺をクリアに出していく必要があると思ったのと、あとはその辺の明るさといいますか、コントラストとかあるいは写真の撮影時間にもよると思うのですけれども、やはり夜間と昼間が並んでいるところは特に対比が印象的に見えるようにしたほうがいいのかなと思いました。でも非常にきめ細かくいろんな観点からまとめられた資料で、実際に設計する上でも非常に役に立つのではないかというふうに感じております。

以上です。

○橋爪委員長

ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ご意見いただいたということで、ここで一旦締めさせていただきます。

○事務局（泉）

いくつかご意見をいただきました。写真につきましては、10月に向けて変更できる部分については変更していきたいと思っておりますし、長町先生からご意見いただきましたキャプションの表現も含めて書き方を見直していきたいと思っております。

また、この景観読本を関係部局ともしっかり共有していきたいと思っておりますので、併せてよろしく申し上げます。

○橋爪委員長

ありがとうございました。

景観読本（案）の更新に関しましては、特に大きな内容等の修正のご意見はなかったかと思っております。ただ大阪城公園の外の景観の方向性を示したもので公園の中との連携等々を今後引き続き考えていただきたい。主な視点場も公園の中は天守閣しか想定されず、中にも大事な視点場は幾つもあると思っておりますので、引き続き公園関係者とも連携のうえ、大阪

城の眺望景観をよいものにしていただければと思っております。

あと写真に関しましては、先ほどご指摘あったように少し見直しが必要なところは差し替えていただくということで、最終事務局と私のほうで内容を確認し、取りまとめとさせていただきますと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○橋爪委員長

ありがとうございます。ご異議ないということですので、本日のご意見を踏まえまして、特に写真の修正を事務局のほうでお願いいたします。

それでは、本議題に関しまして以上でよろしいでしょうか。

どうぞ。

○事務局（角田）

一言よろしいでしょうか。

局長の角田でございます。

日頃から景観政策、特に様々な部会で先生方にご協力いただきましてありがとうございます。まずはお礼申し上げたいと思います。

本日はこの読本の案をまとめていただいたということでございまして、もともと景観計画を数年前に変更して施行させていただいたときに、先ほども少し嘉名先生からもご議論ありましたけれども、基準だけではしんどい部分があるという話があって、我々窓口を抱えて事業者との対話を重ねる上での何かツールが要するというお話から始まったことと思っています。当時も取りまとめで相当のご議論をいただいてボリュームのあるものをつくっていただいたんですけども、そもそもの景観計画に入ってなかった眺望・夜間景観の部分をご議論いただいて、この3月にはその部分が充実されたのですが、やはりこの読本の重要性があるということでこの半年間ご議論していただいたと認識しています。

いよいよ10月1日から新景観計画が施行されて、これを十分有効活用させていただいて事業者との対話を進めていきたい。既に部会でもご議論もしていただいているんですが、大阪城の周りでも案件が出つつあり、議論もいただいた部分もあると思います。そういったことも、これも早速活用させていただいて何とかいい景観づくりを進めてまいりたいと思います。必ずしもこのとおりにやればいい、これでオーケーというわけではない部分は確かにありますので、そこは対話の中でうまく説明しながら、真に有効に活用できるようにやってまいりたいと思いますので、また引き続きいろいろなお知恵をお借りできたらな

と思いますので、よろしく願いいたします。どうもありがとうございます。

○橋爪委員長

ありがとうございました。

それでは、次の議題に入りたいと思います。

議題の2件目でございます。重点届出区域におけるデジタルサイネージ等の取扱いについてです。説明をお願いいたします。

○事務局（杉山）

それでは、議題（2）、重点届出区域におけるデジタルサイネージ等の取扱いについて説明いたします。

なお、資料2の裏面については委員限り資料として傍聴の方へは配付しておりませんので、ご了承ください。

それでは、お手元資料2、これまでのデジタルサイネージの取扱いについて、前の画面も併せてご説明させていただきます。

まず景観計画では、大阪市域全域を景観計画区域とし、中でも重点届出区域として建築美観誘導制度といった景観施策の実績を踏まえエリアを設定し、他の一般エリアでは一定の規模以上の建築物の新築、大規模な修繕等を協議・届出の対象としているのに対しまして、全ての建築物及び広告物等を協議及び届出の対象とする、また一般エリアよりも定量的な基準を設定するなど、重点的な景観誘導を行っているものでございます。

デジタルサイネージについては、夜間景観への影響、激しい動きや原色を多用した動画によるまちなみへの影響などを課題としまして、広告物基準において国道2号を除く重点届出区域で掲出を禁止しております。

なお、国道2号地区及び重点以外のエリアについては設置可となっております。

お手元資料、Iの矢印以降のとおり、こういったデジタルサイネージの課題に対しまして、にぎわいの形成やまちの魅力向上といった設置効果を踏まえ、その効果が期待できるエリアをモデル区間と設定し、個別協議によりデザイン性の高いものへと誘導を行うことを目的に、取扱要綱を平成26年11月に制定しております。

本議題（2）では、デジタルサイネージの近年の動向及び本要綱に基づく誘導実績を踏まえ、要綱改正を見据えた見直しの視点についてご審議いただくものでございます。

なお、これまで本委員会の部会の一つ、デザイン部会において3回にわたってご意見いただきながらこれまで検討を進めております。要綱改正を見据えたこれまでの誘導実績等

の検証のご説明をさせていただきますが、その前にまず、お手元資料下の参考1、要綱に基づく誘導概要をご説明いたします。

大阪駅、難波駅前及びその周辺をモデル区間とし、ターミナルとしての空間特性、人の往来などを踏まえた上で、図中赤色破線部分については中層部への設置を可、オレンジ色破線部分については低層部への設置可とし、左側の表、一番下の欄に記載の大きさ、コンテンツの基準といった協議基準及び事前事後協議などの手続に基づき、誘導を行っております。

これまでの誘導事例を前のスクリーンでお示ししております。

大阪駅前地区で中層部への設置として2件の実績がございます。両者向かい合って設置されております。本要綱の規定、中層部に設置の場合、地域独自の基準や協議体制を設けるという規定に基づきまして、当地区につきましては、地区のガイドラインの制定などの協議を事前に行っております。

なお、本市要綱では中層部に設置する場合の大きさの上限を100平米以下としておりますが、地区ガイドラインにおいて高さ10メートルにおいて20平米以下という基準を設けられております。

また、平成28年度の設置時には、工事完了時の現地調査及び掲出予定のコンテンツ審査、その後、毎年の年度実績時のコンテンツ審査時に都市景観委員会デザイン部会において意見聴取を行い、その結果、デザイン性の見解を事業者に通知、見解に対する対応を年度計画などに反映する、このような仕組みで誘導を行っております。

お手元資料、II、モデル区間の検証をご説明いたします。

これまでの誘導実績の振り返りと今後の展開について、中層部は大阪駅前地区の実績などにより、また低層部の事例はございませんが、重点届出区域外の設置状況の分析などを踏まえて検討しております。

検証結果として中層部の事例を踏まえ、1点目として4年間の実績を踏まえ、デザイン性の高いものへと誘導を図れているとし、こういった景観への影響が大きいものについては、コンテンツ管理の仕組みが重要であり、今後の展開において継続する必要性があるとしております。

2点目として、設置された2か所において同時にエリアのイベント情報を掲出するといったエリアマネジメントの取組との連携や北部地震時における鉄道運行情報の掲出など、まちの魅力、利便性向上に寄与されているとしております。

続いて、低層部についても2点整理しております。1点目として区域外の設置状況を踏まえると、今後の展開にあたって空間特性を考慮した協議対象地区及び設置基準の検討が必要であること、2点目といたしまして設置に係る相談はこれまでもございまして、これらの相談実績から、第三者組織への意見聴取といった手続などへのハードルがあった点を踏まえまして、手続の見直しを含め、次の展開の検討が必要であると整理いたしました。

次に、お手元資料、Ⅲ、デジタルサイネージの近年の動向についてご説明いたします。

本要綱制定以降、大阪市内において景観協議の対象外のものですが、地下街などを中心にデジタルサイネージが急増する状況でございます。また、国内市場の動向などからも2018年度で前年度比約115%増加、今後、2025年までの市場規模は2017年度比の2.2倍まで成長するとのデータもございます。

また、これまで主であった鉄道事業者などによる交通インフォメーションや広告枠販売による広告掲出に加えまして、商業施設での導入が増加しております。これらの中にはビルフロア案内といった従来からの屋外広告物のデジタル化も進む状況にあります。

前のスクリーンでは、大阪市内のデジタルサイネージ設置事例をお示ししております。こちらは地下街、駅構内の事例です。そしてこちらは建物や地下通路内、そして地上の掲出事例でございます。LEDディスプレイの精度向上などにより、視点場となる歩行者と非常に近い場所に比較的大きなディスプレイが設置される事例が多く見られます。

お手元資料、3つ目にも記載しておりますが、これらについては歩行者との距離が近く、視線に入りやすい設置状況の中、激しい動きの動画コンテンツが掲出される状況もうかがえます。先ほどのモデル区間の検証を補足しますと、これらの事例の状況から、改めて空間特性や見る人の視点を考慮した誘導基準が重要であると認識しておるところでございます。

続きまして、お手元資料、Ⅳ、取扱要綱の見直しの視点をご説明いたします。

まず一番初めの欄、大きな視点としては、モデル区間の検証及びデジタルサイネージの近年の動向を踏まえ、周辺景観への影響が大きいとして個別協議によって誘導するもの、また、重点届出区域の景観形成上、影響が小さく、協議の簡素化を図れるものという視点で、それぞれの誘導基準に係る見直しを行います。

次の欄でございますが、モデル区間の取組を継承するものとして、先ほど申しあげました視対象と視点場を考慮した協議対象地区及び設置基準の枠組み及びコンテンツ管理や景観への影響が大きい場合の第三者による評価の仕組みを継承いたします。

次の欄、デジタル化への対応及び地域特性に応じた景観形成を踏まえ、1点目として、まず協議対象の範囲について重点届出区域の低層部を対象に拡大いたします。2点目ですが、周辺景観への影響が大きいもの、また景観計画に基づく景観形成方針及び基準を踏まえ、景観上特に配慮が必要なエリアについては、現行どおり個別協議によってデザイン性の高いものへと誘導を図るものとしします。

ただし、そして3点目ですが、低層部における自家用広告物の静止画、切り替わりを含むものですが、そういったものの掲出、一定の大きさ以下といった基準を満たしたものについては、手続の簡素化を行うことを考えております。

以上のとおり見直しの視点を整理しておりますが、これに基づき要綱改正の素案を裏面、参考2として整理しております。

右側一番上、設置協議対象地区をご覧ください。

中層部への設置、こちらは比較的大きなサイズのサイネージを可とするものですが、重点届出区域全域を視野に入れた場合としても、空間特性などを踏まえまして現行のとおり変更はしておりません。重点届出区域各地区の協議対象としては、低層部への設置としております。

次に、設置基準ですが、お手元資料にもお示ししておりますが、こちらは前の画面で変更、追加する内容についてご説明いたします。

まず、現行では設置できる位置を規定しておりますが、写真にございますような突出看板等については、実態として簡素なものが多いことから、設置不可と明記する点でございます。

続いて、建物低層部について、設置位置、大きさの基準の改正に係る基本的な考えを順に説明いたします。

まず、周辺景観への影響が大きいもの、大きさが1から2平米と比較的小さいものを除く5平米以内のもの、動画の掲出、設置間隔が10メートルと短いものについて、これはいずれかに該当する場合がございますが、歩行者への影響に配慮した設置位置や敷地内に十分な視点場の確保を求めます。

また、現行どおり設置時や動画掲出の場合の都市景観委員会デザイン部会への意見聴取やコンテンツ審査によるデザイン性に係る見解・回答の仕組みを必要とします。

同様に周辺への影響が大きいものとして、中之島地区につきましては、水都大阪のシンボルとしてふさわしい潤いと風格を感じさせる都市景観の形成を目指す地区として、屋外

広告物基準について広告物の掲出内容を限定するなど、他の地区よりも重点的な誘導を図るエリアでございます。

中之島地区については、大きさなどに関わらず掲出するデジタルサイネージ全てを対象に、基準の範囲内で設置位置や大きさの個別協議により誘導します。また、中之島については静止画のみの掲出との考えでございます。

次に、以上の2点に対しまして景観形成上影響が小さいものの取扱いです。対象は大きさ1から2平米以下、静止画の切替のみで自家用広告のみ掲出など、こちらについては全てに該当する場合でございます。こちらは手続について簡素化いたしますが、低層部といましても街路に直接面する壁面、セットバックした場合の壁面や自立式のようなもの、また写真のように柱型への設置など、設置が考えられる場所が複数ございます。これらについて良好な設置パターンを整理の上取りまとめ、提示することを考えております。

なお、先ほども出てまいりましたが、この大きさ1から2平米については、本日の委員会までの時点で設置ニーズを一定ヒアリングしておりますが、引き続きヒアリングなどを行い、今後、1から2平米の間でいずれかの数字を決めたいと考えております。

最後に、今後の進め方（案）でございます。

本日の要綱の見直しの視点を中心に、現段階の改正素案についてご審議いただきます。その後、10月頃開催いたしますデザイン部会において建物低層部の大きさの上限、周辺への影響が小さいと整理するものでございますが、この1から2平米という数字については、設置ニーズを把握した上でフォトモンタージュなどによる景観形成への影響の検討を踏まえ、案を提示し、決定したいと考えております。

また、こちらは継続となりますが、良好な設置パターン案の提示や個別協議に関連し、部会の運営方法についても検討してまいりたいと思います。その後、年内には要綱改正案の意見公募を行い、年明けを予定しております次回都市景観委員会において意見公募結果の報告などを含めまして要綱改正案をお示しし、年度内の要綱改正を考えているところでございます。

以上、議題2の説明とさせていただきますが、今後の進め方案も含めご審議をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○橋爪委員長

ありがとうございます。

見直しの視点の案と要綱改正の素案です。この間、デザイン部会でも検討いただい

る案件ですが、委員の皆様方からご意見をいただければと思います。進め方に関してもご意見をとのことです。デザイン部会の委員の方、ただいまの説明に関しまして補足あるいは進め方に関するご意見等ありましたらお願いをいたします。

#### ○嘉名委員

もともと梅田でモデル的に設置されていたというのが平成26年からで、デザイン部会ではこの間ずっとコンテンツの審査をさせていただいていました。具体的には、動画が流れるのですけれども、広告や広告以外の公共枠について委員の先生方からいろいろご意見をいただいています。

具体的には、例えば目にちかちかするというのですか、まぶしさみたいなこととか、色の入れ替わりみたいなことが、どちらかというところでは目立つようにしたいわけで、そういうところでどうかというような話であるとか、あるいはコンテンツの中身自体、例えば価格訴求するようなものをどンドンと出したりとか、そういうコンテンツ審査を一定やってきました。それはそれで何年かやっていくと事業者のほうもご理解いただいて、やっぱり公共空間に掲出されるものだということなので、一定景観配慮は必要だろうということでご理解をいただいて、それなりに進んできたように思っています。

とは言いながら、一方で、これからデジタルサイネージというのが世の中で当たり前になってきた時代の中で、一個一個コンテンツ審査していくのかという課題もあって、恐らく動画については一定見ていくようなルールをなくすというわけにはいかないと思うんですが、今回の方針でいうと、ひとつ静止画については、一定ルールは示した上で、その中でやっていただくというようなことが一つあります。

それから今回、基本的には重点のエリアなので、基本的には景観形成に配慮していくということがベースなので、デジタルサイネージが解禁されるという趣旨よりは、今までしっかり都市景観を形成してきたエリアなので、そこで出す場合には何もしないことよりは、プラスアルファで配慮をお願いしたいというようなことがルール上の背景にはあるというふうに思っています。

それからあとは、恐らくこれが一番大きなポイントになりそうな気がしますけれども、参考2の裏側ですか、これはこれからデザイン部会で検討していくということですが、設置基準の大きさ、このあたりは結構論点になるような、大きさだけじゃなくて離隔距離とか、そういうものも景観に与える影響というのは場所によってかなり違うようなので、一律というわけにもなかなかいかなさそうです。ただし、細かくすればするほど

恐らく煩雑になってくるところもあって、この辺は他都市事例なども見ながら大阪市にとって一番いい、あるいは重点のエリアにとって地域特性にふさわしいような方向性を見いだしていければというふうに思っております。

以上です。

○橋爪委員長

ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

○長町委員

このジャンルは僅かこの5年ぐらいで様々に変わって、新しい案件はほぼ外部に出てくる低層部のサインがデジタル化しているというのは現実だと思います。

なので、この重点地区でも低層部の設置物に関してある種の緩和等をやっていくというのも本当に大賛成ですけれども、そこで今この平米数みたいなもので基準をつくろうとされていて、5平米以下というのも、1から2平米というのもまだ数字は議論されている最中だと思うのですけれども、感じますのは、例えば質の高い畳1畳ぐらいのサイネージが連続して配置される上質な新しいビルの公開空地みたいなのは結構普通なので、5平米というのは、そうすると2枚に限るのですかみたいな変な議論になりかねないと思いました。

かといって、基準がないのも難しいので、先進の事例が残念ながら東京が一番たくさんあるというのは間違いなく、海外に見に行けません、データをぜひ集めていただきまして、この5平米も私はちょっと引かかるし、1平米というのはもう全然できないなという感覚ですので、上質の例をリサーチしていただくことをお願いできたらと思います。

設置位置に関しての基準はつくれるのではないかなというのが、この資料も景観的に最適な場所に関しても言及しようとしてされていることが分かりますので、実はサインの有効性の問題も設計の現場では議論されていますので、そういう意味でこういう位置ならいいよというのがサイズとともに何かあるという気がします。

少し漠然としていますが、意見です。以上です。

○橋爪委員長

ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

○松岡委員

デザイン部会で、この議論に関してはちょうどスタートしているところでして、建築形態と、それから例えばピロティとかアーケードみたいな場所にふさわしいサイネージの在り方というのはやはり提示するというか、定量的なものに加えてふさわしい場所とサイズというのは考慮していかなければならないのではないかと考えています。

それで、やはりデザイン性の高いものが増えていくためには、ある程度我々デザイン部会のほうで時間をかけて、これはいい悪いというのを判断するものも多少増やしながら最初は見えていく必要があるというふうに思います。そういうところも少し、最初は手間をかけて見ていかないと、デザイン部会のほかでも、建物の事前の打合せがあつたりしますが、事業者の差がかなりあります。そこへの理解の深い方と本当に先ほどの簡単なダイアグラム、ポンチ絵みたいなものを使って単純に分割してしまうというような、そういった事業者もいるので、創造的なものは取り入れて、生かしていくということは重要な視点というふうには思っております。

以上です。

#### ○長町委員

コンテンツが入れ替わっていく内容以外の地上設置型のサイネージは非常に進化している。おしゃれなものほど取り入れようという議論が起きているという現実があるので、屋外広告物の議論とこのデジタルサイネージの議論のどちらも俯瞰していただく必要があるのかもしれないし、現実的には例えば高級マンションの前に建ってくる高さが1,800掛ける幅が600みたいなものをどこに入るんだみたいなことになる。商業施設だけじゃなくて、仮に大阪市内の新しくできてくる、多岐にわたるデジタル化動画を、何をもってデジタルとするか、そのあいのこみたいなものも出てくるので、ぜひ事例を検討していただくというのがいいと思います。

#### ○事務局（泉）

しっかりと情報収集してまいりたいと思います。デジタルサイネージについては、景観計画の屋外広告物の中で扱っていますので、例えば、地上広告物でしたら5平米という基準があります。既存の基準との整合性も含めて、今後、デザイン部会でしっかり議論していきたいと思います。松岡先生もおっしゃられましたように、ルールを運用する際に、協議の中で、事務局で判断できるものか、もしくはデザイン部会などでしっかり個別協議するものかという判断を議論しているという状況でございます。

#### ○橋爪委員長

ほかいかがでしょうか。

○福原委員

あまりデジタルサイネージのことを知らないのですけれども、非常に危険という印象は持っています。普通のサインや看板以上に厳しめにしないといけないというふうに思います。ころころ変わるので一時的なものだという部分もあるのですけれども、一度その設備をしつらえてしまうと何が映るか分からないという恐ろしさがあるので、特に設置の場所は、低層や中層というふうに高さを規定されているのは非常にいいことだというふうに思います。

例えばヨーロッパのまちなみを見ましても、ウィーンを歩きましても、2階ぐらいまでは相当新しいデザインのファサードがつくられていっていて、それは1900年代初頭ぐらいからそうだったと思います。それ以前のファサードの中に低層部だけはデザイナーが新しいファサードをつくっていくということもやっているのですけれども、それより上の部分、ある高さより上の部分というのはほとんどいじっていない。ですので、足元はにぎやかだけど、上はしっかり保たれているからいいという部分があると思います。

そういう意味では、大阪の中でも景観上重要な部分に、あちこちにつくというのが一番恐ろしくて、でもにぎわいの部分はいろいろ可変性があるというところの見極めです。だから何が来るか分からないから一般のサイン以上に注意しながら、大きな方針としてはご説明いただいた方針でいいと思います。というのは、大きく網をかけておいてその中でそれほど議論しなくてもいいところはしなくてもいい。ただその基準を超えた大きさであっても新しいアートの可能性であるとか、新しい都市の表現の可能性を含むものについては個別にしっかりと審査して、大阪の中でそれがふさわしいかどうか判断していく、大きな方針としましては非常にいいと思いますけれども、質の悪いものが映される恐れもあるというところは押さえた上で協議する必要があるというふうに感じました。

以上でございます。

○橋爪委員長

ありがとうございます。

空間特性をどう見ていくのかがとても大事になっていくと思われまます。御堂筋と土佐堀通などではデジタルサイネージの考え方が違うという判断もあるでしょう。

特に、例えば道頓堀と御堂筋の交差点とか、異なる空間特性の道や川筋が交わったところをどう考えていくのかがポイントの一つになろうかと思しますので、引き続き検討いた

だきたい。

また、この設置協議の対象地区も今後増えるのかとかいうところもデザイン部会等で考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

特に大きな変更のご意見はなかったと思いますが、幾つか重要なご意見をいただきましたので、委員の意見を受けて進めていただければと思います。

では、議題（３）、その他ですが、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○事務局（杉山）

それでは、委員会及び各部会の開催状況と今後の予定を説明いたします。資料３をご覧ください。

前回、令和２年１月の委員会以降、デザイン部会、方策部会を開催しております。デザイン部会につきましては計３回開催し、本日の議案２のデジタルサイネージに係る審議のほか、大規模面的整備案件について８月の部会時点で３件の審議を行っております。また、景観形成推進方策検討部会は７月に開催し、議題（１）に係る審議をいただいております。

続いて、資料の裏面の今後の予定でございますが、まず都市景観委員会については、第６０回委員会を令和３年１月頃に開催し、道修町で進めております地域景観づくり協定制度に係るご審議や本日のデジタルサイネージなどの取扱いに関連した要綱改正（案）についての報告を予定しております。

次に、各部会の予定でございます。都市景観資源検討部会ですが、現地調査を含めて３回を予定しております。都市景観資源については、登録された景観資源の外観の変更などについて審議いただく予定でございます。また、景観重要建造物・樹木の登録に向けて指定候補の書面審査及び現地調査を行う予定でございます。委員会にも適宜ご報告させていただきます。

最後に、デザイン部会です。今年度、あと計３回の部会を予定しております。大規模面的整備案件及び本日の委員会意見も踏まえた上で、デジタルサイネージ取扱要綱改正について、引き続き審議をお願いしたいと考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○橋爪委員長

ありがとうございました。

ただいまの説明に関しまして、何かご質問ございますでしょうか。

#### ○長町委員

この大規模面的整備検討書というのは、ウォーターフロントのことでしょうか。

○事務局（杉山）

都市景観条例で規定しているのですがけれども、都市再生特別地区などの一定の大規模面的な整備というものを条例上定めております。

○橋爪委員長

ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

各部会ともよろしく願いいたします。

本日予定しておりました議事は全て終了いたしましたので、進行を事務局へお返しいたします。

○事務局（杉山）

本日は貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。

これをもちまして第59回大阪市都市景観委員会は閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。



---

大阪市都市景観委員会委員

---

大阪市都市景観委員会委員

---